

# 山口市いじめ防止基本方針



山 口 市  
平成30年3月改定  
(初版 平成26年5月)



## 目次

はじめに	1
<b>第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方</b>	<b>2</b>
1 いじめの定義	
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
3 『山口市いじめ防止基本方針』策定の目的	
4 いじめ防止等に向けた山口市の重点取組	
<b>第2章 いじめ防止等のために市が実施する施策</b>	<b>6</b>
1 いじめ防止等に係る施策の推進	
2 教育委員会による学校への指導・支援	
3 関係機関との連携	
◇いじめ対策組織	
<b>第3章 いじめ防止等のために学校が実施する事項</b>	<b>12</b>
1 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組	
2 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置	
3 人権が尊重された学校づくり	
4 心の教育の充実といじめへの正しい理解	
5 いじめの『未然防止』『早期発見』に向けた具体的な取組	
◇不登校早期対応カード（山口市）	
◇いじめ認知時の対応	
◇いじめ速報カード（山口市）	
◇いじめ続報カード（山口市）	
6 いじめへの『早期対応』	
7 いじめの防止等に向けた家庭（保護者）・地域との連携	
8 いじめの解消について	
<b>第4章 重大事態への対応</b>	<b>31</b>
1 重大事態の判断	
◇重大事態発生時の調査等のフロー（山口市立小・中学校）	
2 重大事態への対応	
3 調査委員会の設置	
4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
<b>第5章 その他の重要事項</b>	<b>37</b>
1 本方針の改定等	
<b>関連資料</b>	<b>38</b>
1 重大事態発生時の調査等のフロー（山口県）	
2 いじめ事案調査報告書（学校主体の調査）	
3 児童生徒の自殺予防に係る取組について	
4 学校における自殺予防教育導入の手引き	
5 教師が知っておきたい子どもの自殺予防	
6 相談窓口一覧	

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあります。

そのため、いじめを受けている子どもがいる場合には、最後まで守り抜き、いじめを行っている子どもにはその行為を許さず、毅然とした指導をしていかなければなりません。また、いじめを受けた子ども（被害者）だけでなく、いじめを行った子ども（加害者）や、周りではやしたてる子ども（観衆）、見て見ぬふりをする子ども（傍観者）など、いじめを取り巻くすべての子どもたちの心に寄り添いながら、丁寧な対応をしていく必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識することが大切です。また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

こうした中、本市においては、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、『未然防止』『早期発見』『早期対応』『重大事態への対応』の視点から、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年5月、「山口市いじめ防止基本方針」（以下「山口市基本方針」という。）を策定しました。

このたび、3年間の様々な課題等を踏まえ、「山口市基本方針」を改定することになりました。国の基本方針は、平成29年3月14日に改定され、県も12月に改定しております。これらの国や県の意向及び、本市のいじめ問題調査委員会の報告書やいじめ対応検証委員会等での意見等を踏まえ、「山口市基本方針」を改定いたしました。

この「山口市基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことで、子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会の実現をめざしています。

# 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うこととする。

この際、いじめには多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」とある要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

『いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる』という認識を持つことが重要である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査(2013～2015)の結果によれば、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり、被害や加害を経験していると報告されている。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。

いじめの四層構造

被害者			
加害者			
観衆(周りではやしたてる者)			
傍観者(見て見ぬふりをする者)			

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識を児童生徒、教職員、保護者、地域で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、観衆にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならないのである。

また、「いじめ」の中には、児童生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもあるため、学校は、「いじめ」を確認(認知)した場合は、全校体制で迅速・的確・丁寧な対応を行うとともに、事案によっては犯罪行為として取り扱われるべきと認められている。その中には、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取り合い、いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組むことが重要である。

前述したように、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組まなければならないのである。

### 3 『山口市いじめ防止基本方針』策定の目的

山口市教育振興基本計画に掲げる本市の教育目標の達成のためには、地域が総力をあげてきめ細やかな教育環境を整える必要があり、本市や学校等は、その責務を自覚し、いじめの防止・根絶に取り組んでいかなければならない。

学校においては、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。また、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも重要である。このような取組により、いじめの防止・根絶に取り組んでいかなければならない。

『山口市いじめ防止基本方針』は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざすことを目的に策定した。

### 4 いじめ防止等に向けた山口市の重点取組

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめは、人権問題であるという認識のもと、「山口市人権推進指針」が示す、「いのち」(生命)、「じゅう」(自由)、「びょうどう」(平等)、「きょうどう」(協働)をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にすることを展開することが重要である。

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、全ての児童生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められることから、次の2点を重点取組事項とする。

#### (1) 子どもたちの豊かな人間関係づくり

いじめ等の様々な問題行動やトラブルは、人間関係構築能力の未熟さから発生することが増えているため、学校では、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、授業においても、話し合い活動や協働学習等で人間関係づくりに取り組む。

#### (2) 地域の総力をあげたきめ細かな対応

いじめや暴力等といった生徒指導上の問題行動や学校不適応等の問題は、その背景に複雑な要因が絡み合っていることから、学校だけで解決することが困難な事案も増えてきている。

このようなことから、いじめの『未然防止』『早期発見』『早期対応』に向け、学校、地域、家庭、関係機関等、多様な主体が、子どもの成長を育む主役であることを再認識し、地域の総力をあげて子どもたちを見守るなど、きめ細かな対応に取り組むことが大切である。

本市では、地域と一体となった学校づくりとして「コミュニティ・スクール（注1）」を推進しており、平成24年度には市内全公立小・中学校に学校運営協議会を設置し、そこにおいて、地域と学校で「めざす子ども像」を共有し、学校の教育目標や運営方針及び各学校における問題点や課題について、しっかりと話し合いがなされ、地域とともにある学校づくりが進んでいる。

また、概ね中学校区を一まとまりとして学校・家庭・地域の連携・協働により教育支援活動等を実践する「地域協育ネット（注2）」の仕組みも整備されており、「地域協育ネットコーディネーター」が、学校・地域・家庭とを有効に繋いでいる。

さらに、山口県では、コミュニティ・スクールが核となり、「地域協育ネット」の仕組みを活かして、各中学校区で地域のネットワークを作成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を、平成27年度から推進しているところである。

（注1）「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）とは、学校の運営に学校・家庭・地域が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく学校づくりのこと。

（注2）「地域協育ネット」とは、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援することを意図した体制（しくみ）のこと。

いじめの問題に関しては、児童生徒の実態等を積極的に地域に知らせ、いじめの問題に対する関心を高めていくとともに、PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや所轄警察署等といじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題に向けた地域ぐるみの取組が進められている。

さらに、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活での見守りや、週休日や祝日、長期休業中の学習活動等においても、地域等からの学校支援がなされている。

いじめ防止等につながる子どもたちの「心の成長」を図る取組として、老人福祉施設等の訪問や地域の清掃活動、子ども会や自治会等の地域活動や祭り等の行事への参加など、各学校やそれぞれの地域の特性を生かした取組が行われており、自己有用感や自己肯定感が培われている。

上記のような取組には、地域協育ネットコーディネーター等が有効に機能しており、学校と地域とのネットワークの構築も進んでいる。

今後も、上記のような、各学校や各地域、市全体で、「子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組」の充実・継続が大切である。



## 第2章 いじめ防止等のために市が実施する施策

### 1 いじめ防止等に係る施策の推進

『山口市いじめ防止基本方針』を策定し、この方針に基づき施策を推進する。

#### (1) いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

##### ① いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」以下「国の基本方針」という。）に基づき、『未然防止』『早期発見』『早期対応』『重大事態への対応』の視点から、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために『山口市いじめ防止基本方針』を策定する。

##### ② 山口市いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等からなる協議会を設置する。

##### ③ 山口市いじめ問題調査委員会

教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識又は経験を有する者からなる「山口市いじめ問題調査委員会」を設置する。

##### ④ 山口市いじめ調査検証委員会

市長は、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査を行う機関として、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識又は経験を有する者からなる「山口市いじめ調査検証委員会」を設置する。

#### (2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進を徹底する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。また、各学校の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする学校の取組を支援する。

また、自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるようにするための取組や、豊かな情操、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むための教育活動、生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるための自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動など、児童生徒の発達段階に応じた各学校の取組について、円滑な実施に向けて、指導・支援を行う。

#### (3) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保

各学校に対し、生徒指導に精通した教職員や管理職の配置や加配教員、補助教員

等の配置など、児童生徒一人ひとりに対して教職員の目が行きとどき、きめ細かく対応できる環境を整備する。

また、いじめ等が発生した場合、いじめ問題の解決に向けた対応策を検討し、より実効的な助言・指導等を学校に行うために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、いじめ・不登校専門相談員、少年安全サポーター（警察官経験者）などの学校外の専門家等からなる、「いじめ対策サポートチーム」の編成に係る人材を確保する。

#### (4) 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

全ての教職員が、「山口市いじめ防止基本方針」の内容を理解し、いじめの問題に適切な対応できるよう、生徒指導、教育相談、道徳教育、特別活動、人権教育、情報モラル教育、ペップトーク（注3）、アンガーマネジメント（注4）等に係る研修を実施する。

（注3）「ペップトーク」とは、スポーツ選手を励ますために指導者が試合前や大事な練習の前に行う短い激励のメッセージのこと。

（注4）「アンガーマネジメント」とは、イライラや怒りの感情と上手に付き合うための心理教育のこと。

#### (5) 「AFPY（注5）の5つの視点」に基づく授業づくりの推進

- ・授業を通じた社会性や一人ひとりを大切にする気持ちの育成
- ・温かい雰囲気<sup>アフレビエ</sup>のクラスづくり

（注5）「AFPY」とは、Adventure Friendship Program in Yamaguchiの略で、山口県において行われてきた自然体験活動及び野外活動の伝統と実績を踏まえて考案された山口県独自の体験学習法のこと。

5つの視点は、「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」。

#### (6) 児童生徒、保護者向けの研修会・講演会等の充実

法におけるいじめの問題に関する正しい理解の普及啓発を目的として、国や県、市の基本方針及びいじめの問題に関係する通知等を周知徹底するために、校長会や教頭会、生徒指導主任研修会等、あらゆる機会を利用していじめ防止に向けた啓発活動を行う。

#### (7) 保護者や地域との連携・促進

各学校のコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組や、民生委員や児童委員等との連携により、子どもを取り巻く全ての大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ・コミュニティ・スクール、地域協育ネット、青少年育成協議会等の推進
- ・PTA活動や学校支援ボランティア等の活用
- ・各地域での行事への参画・周知
- ・各地域交流センターとの連携
- ・ボランティア活動や自然体験活動等の地域との交流
- ・やまぐち路傍塾の活用

## (8) 関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校やその設置者と関係機関の担当者の窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが大切である。〔各相談窓口の周知・徹底（参考資料「相談窓口一覧」参照）〕

## (9) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ防止等への支援

児童生徒が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、情報モラル教育の更なる充実を図る。また、インターネット上の不適切な書き込み等の発見・対応等については、県全域のネットパトロールや、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー等から指導助言等を得ることのできる体制を拡充するとともに、関係機関と連携した取組を支援する。

## (10) いじめに関する調査研究等の実施

いじめの認知件数等の調査、学校訪問等による実地調査、いじめ防止に向けた学校の取組や児童生徒の主体的な活動、インターネット上のいじめへの対応の在り方等について、山口市内や県内の状況を把握し、防止策等に反映させる。

また、学校における「未然防止」「早期発見」「早期対応」に係る実効性のある取組事例等を収集し、市内の各学校の取組の活性化を図るとともに、いじめのない学校・学級づくり等について校長会や教頭会、生徒指導主任研修会や教育相談担当者研修会等と協力して研究を行う。

## (11) 学校相互間の連携協力体制の充実・強化

いじめを受けた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導、保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の充実・強化を図る。

## (12) いじめ防止・根絶強調月間（10月）の取組

- ・ 取組状況の点検・評価

## (13) 財政上の措置

- ・ いじめ防止等の施策推進に必要な財政の措置（人的体制の整備等）

## 2 教育委員会による学校への指導・支援

### (1) 課題に対応した人的配置と指導主事の学校担当制による情報共有

管理職や教職員の異動や、加配教員・補助教員の配置など、生徒指導上の課題等を考慮して、全市的な視点から人事配置を行う。

また、指導主事の学校担当制による日常的な訪問により、児童生徒の状況や学校が抱える問題点や課題などについて、市教育委員会と学校とが密接に連携をとり、的確・迅速な対応につなげる。

#### [学校担当制指導主事の仕事]

- ・各機関との連携・協力
- ・学校支援活動 挨拶運動、授業参観、授業支援、行事の支援
- ・校内研修への参加 資料提供、指導助言
- ・情報収集 教職員、児童生徒、学校運営協議会、協育ネット協議会 など

### (2) 校長会や教頭会、生徒指導主任研修会等での指導

毎月開催されている校長会や教頭会等において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等についての管理職としての心得や取組等について、共通認識と取組の徹底を確認する。特に、学校がチームとして組織的な対応ができるよう、指導・支援を行う。

また、生徒指導主任会議等において、各学校からの事例発表やそれに基づく協議や検討を行ったり、専門家を招聘しての講演会を行ったりする中で、山口市全体で各学校の生徒指導や教育相談の体制の強化を図る。特に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（以下「SC」という）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）の活用については、今後はこれまで以上に重要視されるものである。

### (3) 子どもの笑顔づくり支援事業の充実

- ・山口市教育支援センター（あすなろ教室）の運営  
不登校児童生徒の学習支援、体験活動
- ・あすなろカウンセリング、教育相談担当者ネットワークづくりの会の実施
- ・学習支援員、専門指導員の派遣
- ・SCの学校への緊急派遣
- ・SSWの学校及び家庭への派遣

### (4) いじめに対する支援、措置、調査

- ・少年安全サポーター、生徒指導推進専門員の派遣
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための必要な措置
- ・いじめを行った児童生徒に対する出席停止等の措置
- ・いじめが起こった場合の原因等に関する調査

### (5) ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会を含む）の開催

学校からの情報をもとに、迅速に行う。

## (6) いじめ対策サポートチームの派遣

いじめ等が発生した場合、指導主事が学校と連携を図りながら問題解決に向けて対処する。しかし、当該校の対応だけでは解決困難な場合、市教育委員会は、迅速に「いじめ対策サポートチーム」を編制し、いじめ問題解決のための対応策を検討し、より実効的な助言、指導等を学校に行う。

また、必要に応じて医療、福祉、警察等の関係機関や市の顧問弁護士との連携を図り、問題解決に努める。

### いじめ対策サポートチーム

○管理職、教職員への支援

生徒指導推進専門員、少年安全サポーター、指導主事

○学級、児童生徒への支援

初動対応サポーター、いじめ・不登校専門相談員

ＳＣ（緊急派遣）、ＳＳＷ、あすなる教育相談員

## 3 関係機関との連携

### (1) 警察、児童相談所、法務局、医療機関等との情報共有体制の構築

児童生徒やその保護者並びに当該学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができるようにするため、生徒指導担当指導主事や生徒指導推進専門員、少年安全サポーター、ＳＣやＳＳＷ等を派遣する体制を整えておくことが大切である。また、警察や児童相談所、法務局等との連携、医療機関との情報共有等ができる体制の整備を図る必要がある。

学校において、いじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒や保護者から活用されるよう、積極的な周知を促す。特に、ＳＣ、ＳＳＷの存在については、保護者等に積極的に伝える取組を行い、周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

### (2) 各種研修会、協議会との連携の強化

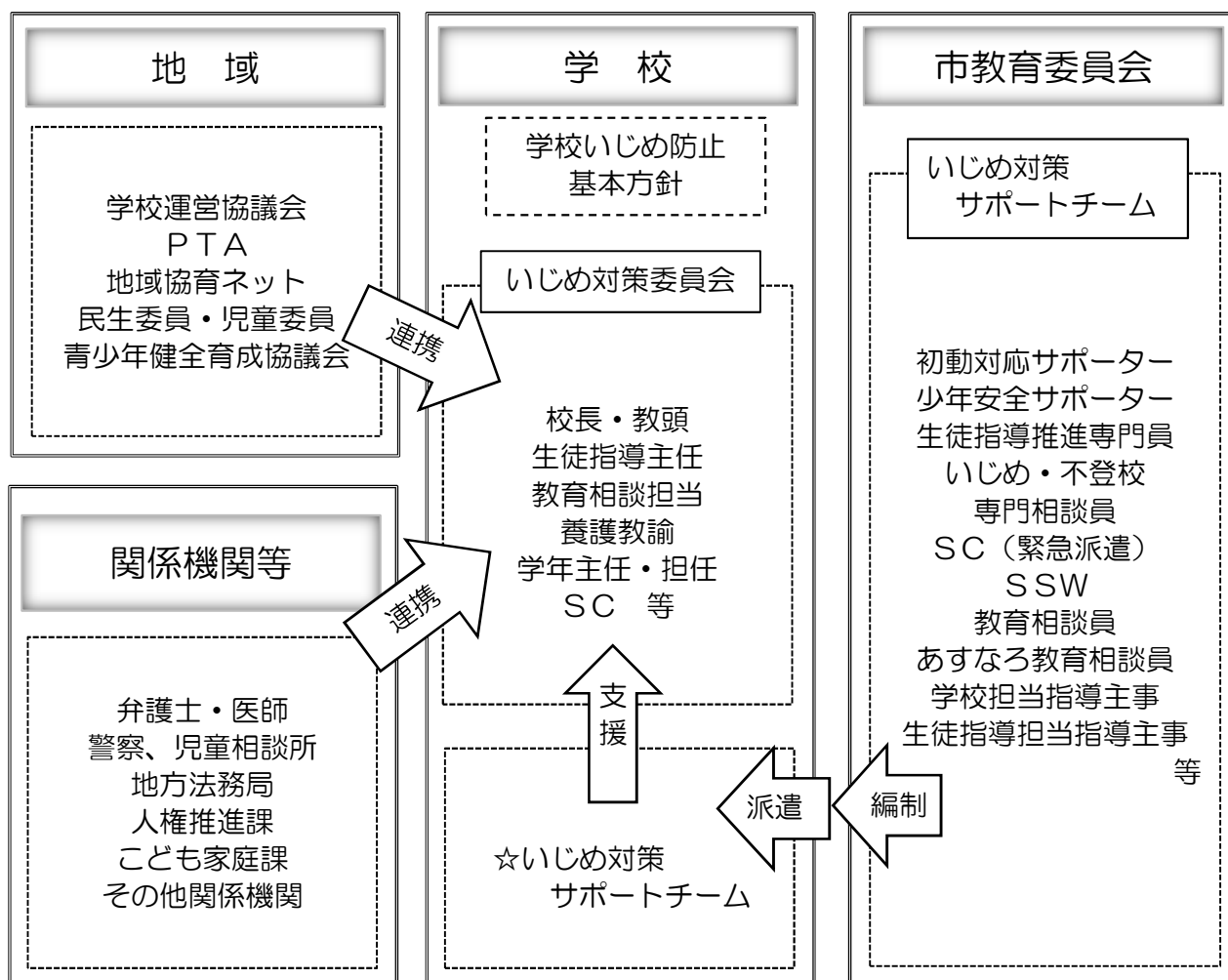
- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・「保護司と学校との連携強化のための研修会」での連携

### (3) 放課後児童クラブ（学童保育）やスポーツ少年団等との連携

- ・学校と放課後児童クラブ等との連絡会
- ・教職員によるスポーツ少年団等との情報交換 等

# いじめ対策組織

学校は、市教育委員会と連携を図り、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、いじめの状況に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。



## 山口市いじめ問題対策連絡協議会

山口市は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等からなる協議会を設置する。

## 第3章 いじめ防止等のために学校が実施する事項

### 1 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組

#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国や県の基本方針、山口市いじめ防止基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方針や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第二章 いじめ防止基本方針等  
（学校いじめ防止基本方針）  
第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 【学校いじめ防止基本方針を定める意義】

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

#### (2) 「学校いじめ防止基本方針」の公開

学校で作成された「学校いじめ防止基本方針」は、学校だよりや学校ウェブサイト等で公開するなどして、児童生徒や家庭はもとより、地域への周知も積極的になされなければならない。

#### (3) 「学校いじめ防止基本方針」の評価

各学校においては、学校がいじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図らなければならない。

## 2 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

---

管理職や複数の教職員、ＳＣ等により構成する「いじめ対策委員会」を設置する。この委員会には、可能な限り外部専門家を参画させるなどして、実効性のある委員会とする必要がある。

また、組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の見立てが可能となる。

当該委員会は、次の役割を担う。

### (1) 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくくいじめを許さない環境づくりを行う役割

### (2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人関関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否か判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携、といった対応を組織的に実施する役割

### (3) 学校いじめ防止基本方針の改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

## 3 人権が尊重された学校づくり

---

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」という認識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、学校全体で組織的・計画的に人権教育に取り組む。



## 4 心の教育の充実といじめへの正しい理解

---

### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて道徳教育等の推進を徹底する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにし、児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れることをめざす。

そして、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動や、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動等を積極的に推進する。

### (2) 児童生徒の主体的な活動の推進

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒の主体的な活動を推進する。

### (3) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

国や県、市の基本方針及びいじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、あらゆる機会を使って啓発活動等を行う。

また、保護者や地域の方々に広くいじめの問題やいじめ問題への取組についての理解を深めるためには、各学校においてコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組におけるPTAや地域の関係団体等と連携を図り、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を行っていく。

## 5 いじめの『未然防止』『早期発見』に向けた具体的な取組

---

### (1) 未然防止

学校は、全ての児童生徒や教職員が安心・安全に生活できる場、全ての児童生徒や教職員の基本的人権が保障される場でなければならない。そのため、学校は、いじめの『未然防止』に向けて、児童生徒が、互いに心を通じ合わせることができるよう、コミュニケーション能力の育成に努め、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくること大切である。

#### ① 生徒指導や教育相談等の充実・強化

いじめの問題を根本的に解決するためには、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

そのためには、児童生徒の状況等について日頃から教職員間で共通理解を図るとともに、生徒指導における校内体制を整備し、併せて、生徒指導、教育相談、授業研究、事例研究等、年に複数回、積極的にいじめ問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施しなければならない。また、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないこと等、人権意識を高めることも、とても大切である。

#### ※ 指導上の配慮が必要な児童生徒への対応

- ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### ② 児童生徒間の人間関係づくり

- ・児童会・生徒会等による主体的活動の充実
- ・AFPY等の体験活動の導入
- ・ソーシャルスキルトレーニング、アンガーマネジメントの実施

#### ③ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動(小学校のみ) 休憩時間、給食、清掃、部活動等すべての教育活動で展開
- ・確かな学力の定着、児童生徒の居場所づくり
- ・道徳教育
  - いじめを「見抜く」「許さない」「傍観しない」雰囲気づくり
- ・人権教育

- 「人権尊重」「生命に対する畏敬の念」等の意識の醸成  
児童生徒の人権に配慮した教職員の言葉遣いの徹底
- ・情報モラル教育  
情報化社会に必要な態度や知識・判断力の育成

#### ④ A F P Yによる授業改善の推進

- ・「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の5つの視点からの授業改善
- ・体験活動による人間関係づくり
- ・「安心・安全」への配慮と指導の徹底 等

#### ⑤ 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、『外部から見えにくい』『匿名性が高い』などの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい。一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。

一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校・家庭・地域社会に多大な被害を与え、将来にわたって深刻な影響を及ぼす可能性があることを、児童生徒が正しく理解できるように、教職員の研修を行う。

#### ⑥ 家庭・地域社会との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとしせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

そのために、学校では、家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、迅速に誠意ある対応を行うことが大切である。

学校は、日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や協働した取組への理解を求めるとともに、地域に対しても、児童生徒の実態等を積極的に知らせ、いじめの問題に対する関心を高め、学校の取組への連携をお願いするなどして、日頃からの信頼関係づくりが大切である。

また、放課後児童クラブやスポーツ少年団等との連携も大切であり、連絡会や情報交換等を積極的に行う必要がある。

#### ⑦ 校種間連携の充実

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との連携

#### ⑧ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童生徒

が自ら命の危機を乗り越える力や、児童生徒同士が相互に危機を察知し適切に対応する力等を身に付けるための「自殺予防教育」について、その必要性が高まっている。

自殺予防教育を実施するためには、予想外の危険な事態が起きないようにする十分な準備が必要であり、価値観を一方向的に押しつけるような教育ではなく、危機に陥った児童生徒が適切な助けを得られるような配慮をしてこそ、有効な自殺予防教育となる。

自殺予防教育を実施するに当たっては、次の3つの前提条件について、十分に検討しておく必要があるとされている。

- ア 関係者間の合意形成
- イ 適切な教育内容
- ウ ハイリスクの児童生徒のフォローアップ

## (2) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを全ての教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持つことが大切である。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、速やかに情報共有をすることが必要である。

このため 児童生徒に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。学校は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意を払うとともに、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、積極的にいじめの実態把握に取り組むことが大切である。

また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。いじりを受けた児童生徒が嫌な思いをしたり苦痛を感じていけばいじめであり、いきすぎたいじりに対しては、適切な指導が行われなければならない。そのため、いじりの背景にある事情等の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目した対応が必要である。

いじめの認知力を向上させ、早期発見に繋げるためのいじめの分類として、次のような3つのレベルが示されている。認知されたいじめがどのレベルであるかの認識にズレのない教師集団でなければならない。

### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレート

したもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

### 【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

## ① 校内指導体制の確立

いじめは、外から見えにくいことが多く、「いじめ対策委員会」が中核となつて、すべての教職員が連携・協力して早期に発見することが必要である。

### ア 複数の教職員による指導体制（組織的対応）

- ・ 担任だけでなく副担任、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等との連携
- ・ 学校栄養職員、学校事務職員、S C等も含めたすべての教職員が関わる連携体制の確立

### イ 情報共有の徹底

- ・ 全校体制で児童生徒の情報収集、実態把握、情報共有化
- ・ 日記・生活ノート、教育相談、「Q-U（注6）」「Fit（注7）」等の実施
- ・ 「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるような体制づくり
- ・ 全校体制で、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、全ての教職員での共有の徹底

（注6）「Q-U」とは、Questionnaire-Utilities（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の略。

学級集団の状態や、児童生徒一人ひとりの意欲・満足感などを測定できるアンケート。

（注7）「Fit」とは、児童生徒の期待、不安、学校との関わりについて、「友人関係」「安心感」「教師との関係」等の7つの側面について多角的にアプローチするアンケート。

### ウ 教育相談担当教員・養護教諭の役割の明確化

- ・ 教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、S C等、専門家と緊密な連携を図る。

## ② アンケート等による児童生徒理解

生活アンケート、児童生徒の日記記録やノート記述、教職員集団の観察等による『実態の把握』が大切である。

- ・ 生活アンケート（週1回）等のアンケートの工夫・改善

一般的に「アンケート調査」は、情報収集、実態把握の目的を果たすとともに、実施者に対する教育・啓発機能をもつため、その趣旨（ねらい）の明確化、

アンケートの（事後）活用の宣言、記入方法の工夫、記入時間の確保、事実記入を支える児童生徒と教職員との信頼関係と場の確保が必要である。

### 《児童生徒のサインを見逃さないための取組》

- ア 「誰にも相談できない児童生徒がいるのではないか」との認識の下、日常の観察、短い間隔で実施する生活アンケートや「Fit」など客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- イ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ウ 児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- エ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

### ③ 教育相談の充実

定期・臨時教育相談、学級担任以外の教職員を活用した選択相談、教職員による観察や情報共有による『早期発見と個別対応』が大切である。

教育相談担当教員、養護教諭等を中心として、SCやSSW等の外部人材等も活用して校内の教育相談体制を充実させる。SCやSSWの有効な活用のためには、児童生徒や保護者に校内の相談窓口について周知し、不安や悩みを受け止める体制（相談体制）が整っていることを知らせる必要がある。

#### (SC・SSW導入の背景と職務内容)

複雑化、多様化する社会の中であって、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等、児童生徒が抱える課題も多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。このような、児童生徒が抱える課題の解決に向け、学校の教育相談体制の充実が求められなかで、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多いため、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えた人材（SC等）の登用が求められている。

また、児童生徒の置かれている環境に課題がある事案もあり、その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められているため、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられている。

SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行う。また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修等にも積極的に活用することができる人材である。

SSWは児童生徒のニーズを把握し、個人に働き掛けるだけではなく、学校組織などの仕組みや家庭の生活環境、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点をもっており、その活動目標は、児童生徒の一人ひとりのQOL（生活の質）（注7）の向上とそれを支える学校・地域をつくることである。

（注7）「QOL」とは、Quality of Lifeの略。一般に一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のこと。

#### ④ 病気以外の理由で欠席の続く児童生徒への対応

- ・欠席1日目は、家庭連絡、状況によっては受診を勧めることも必要
- ・欠席2日目は、家庭訪問、様子を聞き、心配している気持ちを伝える
- ・欠席3日目（断続欠席5日目）は、担任等が家庭訪問、本人の安否確認をするとともに、保護者とも最近の様子について話をする

※欠席が3日続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく学年部、教育相談担当、SC等で役割分担を決め、連携して対応する

#### 《『不登校早期対応カード』の利用》

- ・いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連続3日または、1か月で断続5日の欠席があった児童生徒の実態把握と報告による情報の共有化

#### 【不登校早期対応カードの流れ】

担任→学年教育相談→学年主任→教育相談担当→管理職→市教育委員会

## 不登校早期対応カード（山口市）

※病気以外の理由で、児童生徒が新たに連続3日間または、1か月以内に断続5日欠席した場合に提出。

提出年月日

平成 年 月 日（##）

学校名	学校	学年・組	年 組
児童・生徒氏名	性別	保護者氏名	
住 所		電話番号	
担任氏名		教育相談担当者	
欠席の状況	欠席した日(曜日)	欠席理由及び本人の様子	対応履歴
	1日目	平成 年 月 日（##）	
	2日目	平成 年 月 日（##）	
	3日目	平成 年 月 日（##）	
	4日目	平成 年 月 日（##）	
	5日目	平成 年 月 日（##）	
欠席の理由として考えられる項目に○を記入	項目	○の記入	備考、気付き等
	学習面		
	友人関係		
	集団生活		
	教職員		
	部活動		
	家庭生活		
	病気・けが		
	その他		
家庭における本人の状況	項目	リストから選択	備考、気付き等
	生活リズム		
	家庭学習		
	外出の有無		
	友人との連絡		
学校の対応	校内検討会の実施		
	SCへの連絡・相談		
	支援・対応策の決定		
教育委員会への要望等			

記載者



# いじめ認知時の対応

## ①第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）等から事実確認

- ・通報者の思いをしっかりと受け止めながら聞くとともに、関係者からも情報収集を行い、いじめの詳細内容について事実確認を行う。

## ②「いじめ速報カード」による報告（24H以内）

[いじめを認知した教職員] → [担任] → [学年生徒指導] → [学年主任] → (中学校)

→ [生徒指導主任] → [教頭] → [校長・副校長]

※状況によっては先に校長、生徒指導主任へ報告

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
- ・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

※報告・連絡・相談+記録・確認

いじめ速報カード作成

報告

## ③いじめ対策委員会

指導主事の派遣

迅速なチーム編制  
派遣・支援

- ・情報の集約
- ・加害児童生徒、被害児童生徒、及び保護者への対応方法の検討・確認
- ・周囲の児童生徒への対応方法の検討・確認
- ・児童生徒・保護者への対応

市教育委員会

いじめ対策サポートチーム

初動対応サポーター、少年安全サポーター  
生徒指導推進専門員、いじめ・不登校専門相談員  
SC、SSW、あすなろ教育相談員

重大事態と判断した場合

報告

市長

県教委

※重大事態発生時の対応参照

## ④当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・被害児童生徒から
- ・加害児童生徒から
- ・周囲の児童生徒から

迅速な対応

チーム対応

## ⑤職員会議の開催

- ・全教職員への周知と共通認識
- ・今後の対応策や役割分担の確認

## ⑥児童生徒・保護者への対応

- ・被害児童生徒への指導・支援  
共感的理解、SC等による心のケア  
家庭訪問  
緊急避難（相談室、欠席）
- ・加害児童生徒への指導・支援  
謝罪について  
SC等による心のケア
- ・学級（周囲の児童生徒）への指導・支援
- ・関係機関との連携

※図中の表記について

加害…いじめを行った(児童生徒)  
被害…いじめを受けた(児童生徒)

山口市教育委員会学校教育課(生徒指導担当あて)	
提出先	First Class>教育委員会(学校教育課)>調査回答B>「いじめ速報カード」のフォルダに、 <b>認知した時点から24時間以内</b> に御提出をお願いします。

## いじめ速報カード(山口市)

提出年月日	平成 30 年 月 日 ( # )	学校名	学校
続報カード 提出予定	平成 30 年 3 月 0 日 ( # )		

いじめの区分 <small>(リストから選択)</small>	
区分の詳細	

認知年月日	平成 年 月 日 ( # )	認知の方法 <small>(リストから選択)</small>	
認知の区分 <small>(リストから選択)</small>			

被害児童・ 生徒氏名	性別	学年・組(担任)	年 組 担任
加害児童・ 生徒氏名			

【いじめの概要】 (※事実のみを簡潔に記述すること)

「いつ」		「どこで」	
「誰が」		「何を」	
「なぜ」		「どのように」	

現在までの 状況 (時系列)			
----------------------	--	--	--

○、 学校の 対応 (実施 予定△ 実施済)	(リスト から 選択)	校長、教頭への連絡	(リスト から 選択)	周囲にいた児童・生徒への指導・支援
		いじめ対策委員会の設置		被害児童・生徒の保護者連絡
		事実確認(ききとり、アンケート等)		加害児童・生徒の保護者連絡
		被害児童・生徒への指導・支援		SC等への連絡・相談
		加害児童・生徒への指導・支援		教育委員会への第一報(電話連絡等)

対応の レベル	学校で対応できる	関係機関との連携が必 要である	重大事案になる可能性 がある
------------	----------	--------------------	-------------------

※ファイル名を、「西暦+月日(半角)+学校名+何件目」に変えて提出してください。  
(例: 20170401〇〇小①)←①は「1件目」という意味

記載者	
-----	--

山口市教育委員会学校教育課(生徒指導担当あて)

提出先

First Class>教育委員会(学校教育課)>調査回答B>「いじめ続報カード」  
のフォルダに、対応の見通しが立った段階で御提出をお願いします。

いじめ続報カード(山口市)

提出年月日	平成 30 年 月 日 ( # )	学校名	学校
速報カード 提出年月	平成 30 年 月 日 ( # )	速報カード提出後 経過日数	#VALUE!

速報カードの内容		
その後の状況(時系列)		

※ファイル名を、「西暦+月日(半角)+学校名+何件目」に変えて提出してください。  
(例: 20170401〇〇小①)←①は「1件目」という意味

記載者

## 6 いじめへの『早期対応』

管理職や生徒指導・学年主任等による「いじめ対策委員会」、「生徒指導部会」、「学年部会」等、組織活動の活性化、早期対応の機動性、実効性を高める「組織的な体制確立と対応」が大切である。

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切である。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校のいじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第四章 いじめ防止等に関する措置

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

各学校は、学校のいじめ対策組織においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておき、情報共有を行った後は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが大切である。

### (1) 第一通報者等から事実確認

- ・ 通報者の思いの共感的理解と関係者からの情報収集

### (2) 「いじめ速報カード」等による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）

- ・ 学年主任→生徒指導主任→管理職（校長、教頭）
- ・ 学校長は、いじめについて認知した内容を市教育委員会に速やかに報告する
- ・ 5W1H※の確認

※ when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ

how：どのように

- ・ 時系列での記録の蓄積 → 「いじめ続報カード」の提出
- ・ いじめの解消の報告 → 「いじめ続報カード」の提出

## 《いじめ速報カード》提出の意味

初期対応の確認・今後の方針決定 + 学校（教育委員会）内での情報共有

### (3) 「いじめ対策委員会」の開催

- ・情報集約、情報の共有
- ・児童生徒・保護者への対応方法の検討・確認  
(いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、観衆、傍観者等)
- ・状況に応じて、関係機関等との連携

### (4) 当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒から聴取

### (5) 職員会議の開催（状況に応じて）

- ・全教職員への周知と共通理解及び今後の対応策の検討と役割分担

### (6) 児童生徒、保護者への対応

- ・いじめを受けた児童生徒への支援  
共感的理解、SC等による心のケア、家庭訪問、緊急避難（相談室、欠席）
- ・いじめを行った児童生徒への指導・支援  
謝罪について、SC等による心のケア
- ・学級（周囲の児童生徒）への指導・支援
- ・関係機関との連携

### (7) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

#### ① 初期対応

インターネット上の掲示板サイト、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておくことが必要である。

## ② 関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編制し、問題の早期解決に努める。

## ③ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している児童生徒への直接指導等、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

# 7 いじめの防止等に向けた家庭（保護者）・地域との連携

「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」を共通理解する。

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、日常の取組の情報発信（下記参照）を積極的に行うとともに、PTAや地域協育ネット、学校支援ボランティアなど、地域の関係団体等と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

学校だより、学年・学級通信、PTAだより、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、PTA総会における協議、学校支援ボランティア、民生委員・児童委員等との交流 等

また、学校の相談窓口を家庭や地域に対して周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、学校は迅速に、誠意ある対応を行う。

### (1) 家庭（保護者）との連携

日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求める。

また、いじめは、保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

さらに、学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。そして、定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

実際にいじめが認知された場合は、いじめを受けている児童生徒の保護者、いじめを行っている児童生徒の保護者に対して、事実に基づいた誠実な対応を行う。

#### ① いじめを受けている児童生徒の保護者への対応

- ・積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。
- ・速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。
- ・教職員が保護者と一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・いじめを受けている児童生徒の保護者の心情を共感的に理解した上で、対応する。
- ・いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供する。
- ・「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受けている児童生徒の人権を護り、いじめを行っている児童生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導について信頼と協力を得る。
- ・個人情報が出漏れしないよう徹底した情報管理を行う。
- ・いじめを受けている児童生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。
- ・保護者によっては、事態を軽視する場合や、かえってわが子を叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
- ・いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介する。

#### ② いじめを行っている児童生徒の保護者への対応

- ・積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。特に、いじめを行っている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・正確な事実を確認し、臆測は避ける。
- ・「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識の下、いじめられている児童生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。
- ・いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・いじめを受けている児童生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・いじめを行っている児童生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。

- ・なぜいじめを行ったのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

### 【臨時保護者会の開催】

いじめ等に関する問題に関して、臨時に保護者会等を開催することになった場合、次の点に留意することが大切である。

- ・誤った情報や不正確な臆測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
- ・開催に当たっては、いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
- ・いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・いじめを行っている児童生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
- ・学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

## (2) 地域や関係機関等との連携

児童生徒の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組むことが大切である。

そのためには、地域の環境づくりが必要であり、PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや所轄警察署等と、いじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要である。

また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの構築も必要である。

さらに、学校は、児童生徒が子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、関係機関との連携を密にし、児童生徒に対して十分な配慮を行う。

### ① 学校と地域との連携

- ・PTAや学校評議員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進など、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。
- ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。



- ・地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的にいじめへの対応を行う。

## ② 学校と関係機関との連携

- ・いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。

やまぐち総合教育支援センター、所轄警察署、児童相談所、地方法務局、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター 等

- ・いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応することが必要である。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

## 8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消について、国や県の資料には以下のような記載がある。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
止んでいる状態が、相当期間（3か月を目安）継続していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（面談等により確認する）

上記の二つの要件がともに満たされない場合は、解消とならない。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を維持するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、上記の二つの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめの解消については、上記のことに加え、必要に応じ他の事情も勘案して判断する必要がある。

## 第4章 重大事態への対応

### 1 重大事態の判断

重大事態とは、以下の場合をいう。

◆いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

◆いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

※「生命、心身又は財産」に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日（目安）欠席している場合
- ・一定期間、連続して欠席している場合

※その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

◎ 児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第五章重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

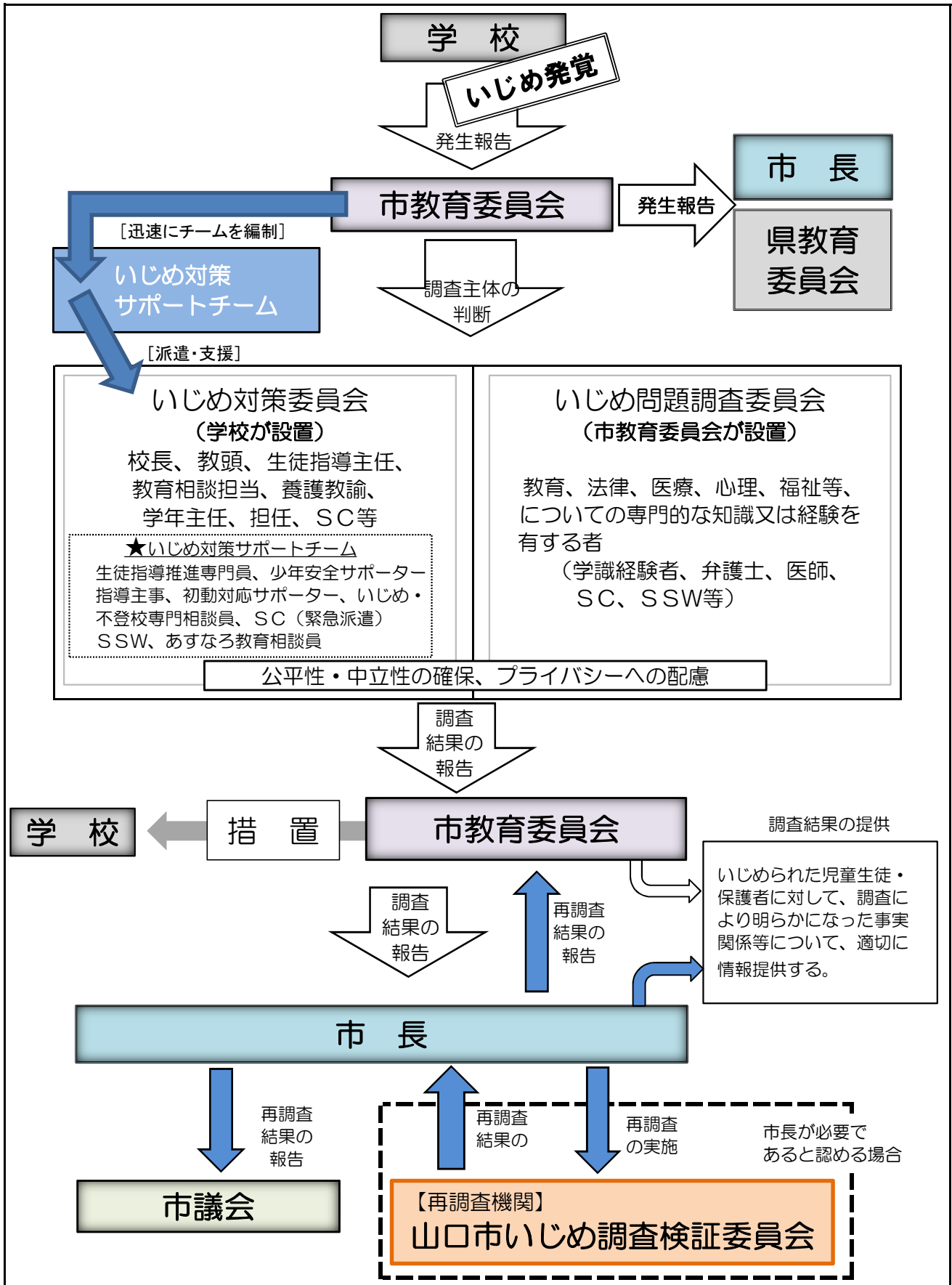
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

○重大事態発生時の調査等のフロー（山口市立小・中学校）

重大事態発生



## 2 重大事態への対応

### (1) 重大事態の報告

重大事態と判断したときには、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、これを市長及び県教育委員会に報告する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第五章 重大事態への対処

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### (2) いじめを受けた児童生徒への対応

重大事態の対応については、たとえ不都合なことがあっても事実としっかり向き合い、公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーへの配慮を重視しつつ、迅速、的確かつ組織的な対応を行う。

いじめ解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、緊急避難としての欠席や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討し、当該児童生徒をいじめから守り通す。

学校の設置者は、法第23条第2項(p.25)の規定による報告を受けたときは、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは、具体的に指導主事等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関と連携が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を

行うことを予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として学校からの報告に係る事案について、自ら必要な調査を行う。

### (3) いじめを行った児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒を守るため、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもとで保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別学習や出席停止措置の活用等、毅然とした厳しい対応を行う。

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒、その他児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止措置を行った場合は、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

また、市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、弾力的な対応を検討する。

#### 《出席停止》

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

### (4) 学校全体としての対応

重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 3 調査委員会の設置

#### (1) 調査の主体

##### ① いじめ対策サポートチーム

市教育委員会は、学校からの重大事態の報告を受け、直ちに「いじめ対策サポートチーム」を編制し、派遣して支援するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

##### ② 「いじめ対策委員会」

学校が主体となって調査する場合は、「いじめ対策委員会」が行う。

##### ③ 「いじめ問題調査委員会」

市教育委員会が主体となって調査する場合は、市教育委員会の中に学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等を構成員とした「いじめ問題調査委員会」を立ち上げ、学校に派遣した「いじめ対策サポートチーム」と連携を図りながら調査を進める。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確することである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及や、その他、争訟等へ対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組まなければならない。

##### ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である

(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要である。

## ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## ③ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

## (3) 調査結果に基づく措置

市教育委員会は、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

## (4) 調査結果の報告及び提供

市教育委員会は、調査結果を速やかに市長に報告する。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に、情報を適切に報告する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又校長は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有すること踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## **4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置**

---

### **(1) 再調査**

- ① 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。
- ② 再調査を行う場合は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による調査機関を設置する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### **(2) 措置**

- ① 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を行う。

「必要な措置」としては、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など、人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉青少年健全育成観点から措置が考えられる。

- ② 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

## **第5章 その他の重要事項**

### **1 本方針の改定等**

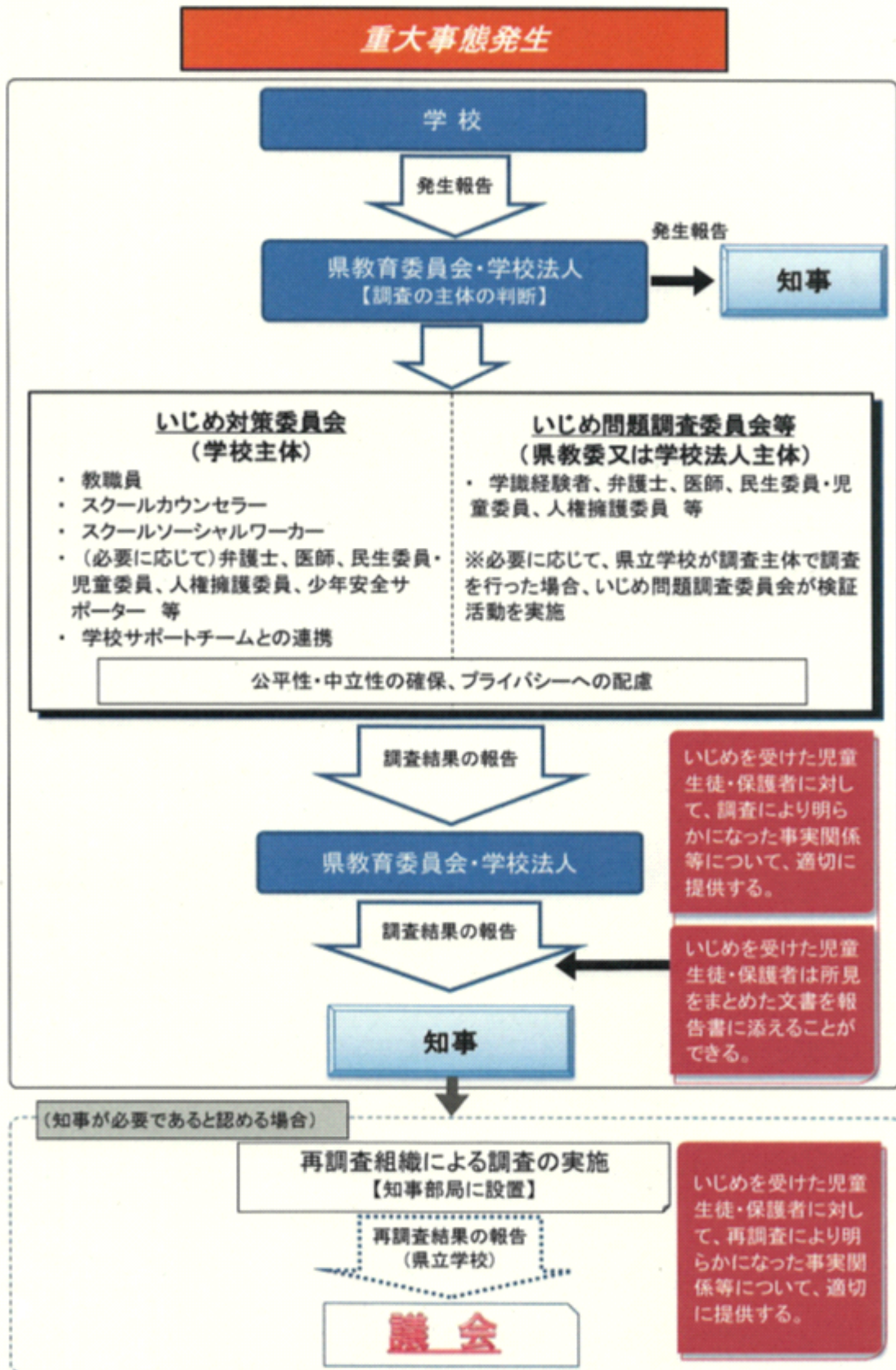
---

市は、当該基本方針の策定から3年経過を目途として、「法」の施行状況等を勘案して、「山口市基本方針」の見直しを検討し、その結果に基づいて必要があると認めるときは、本方針を、より実効性のあるものに改定していくこととする。



**関連資料**

1 重大事態発生時の調査等のフロー（山口県）



## 2 いじめ事案調査報告書（学校主体の調査）

〇〇〇〇第 号

平成〇〇年（〇〇年）〇月〇日

山口市教育委員会  
教育長 藤本 孝治 様

山口市立〇〇学校  
校長 〇〇〇〇

印

### いじめ事案調査報告書

- 1 (被害者) 学年・氏名 (性別)・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景 (集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織 (調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等 (詳細に記述)
- 6 事実経過  
(日時、場所、人物、いじめの態様等)について、網羅的に客観的事実を記述)  
(1) 〇月〇日  
(2) △月△日
- 7 被害の程度
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項 (保護者の意見等)

近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりの状況にある。自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向がある。これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、下記に掲げる取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながる。学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施する。

#### 記

##### 1. 自殺予防に係る具体の取組

毎年、学校の長期休業明けにかけて児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、これらの期間において集中的に実施する。特に、(1)及び(2)の取組については、各学校において確実に実施する。

##### (1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

##### (2) 保護者に対する家庭における見守りの依頼

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りについて依頼すること。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に依頼することが考えられること。

### (3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効である。例えば、鉄道による自殺を防ぐために、在籍する児童生徒の多くが利用する駅及び踏切における見守り活動を、駅又は鉄道会社と連携して長期休業明けの前後に集中的に実施することが考えられること。なお、教職員等の学校関係者が駅等における見守りを実施する際は、見守り活動の時期、方法等について、各学校から駅又は鉄道会社に対して事前に協力を依頼し、駅又は鉄道会社から指示を踏まえた上で計画的に実施すること。

### (4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けに前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察の連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

#### 【参考】

○「18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄）」

○「24時間子どもSOSダイヤル(0120-0-78310)」

○「子どもに伝えたい自殺予防」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)

○「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afiledfile/2016/11/11/1304244\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiledfile/2016/11/11/1304244_01.pdf)

### 1 自殺予防教育の必要性

子どもは、心の危機に陥り、自殺の危険が高まったときに、親や教師ではなく、同世代の友人に気持ちを打ち明ける例が多い。しかし、自殺願望を打ち明けられた子どもも、どのように対応したらよいか分からず、最終的な悲劇が起きる可能性も高い。一方、子どもに対して自殺を話題にすることで「寝た子を起こす」という懸念を耳にするが、子どもは既に様々なところで多くの情報を手に入れてしまっており、その情報の多くは誤っている。

このようなことから、自殺の危険とその対応について、正しい知識を子どもに与える必要がある。この世代の心の健康な発達には、現時点での自殺予防にとどまらず生涯にわたる心の健康の基礎づくりとしても重要である。

### 2 子どもを対象とした自殺予防教育を実施する上での前提条件

学校で児童生徒を対象とした自殺予防教育を実施する以上、予想外の有害事象が起きる可能性も十分に検討し、以下のとおり適切な前提条件を整えた上で、効果的かつ安全な教育を進める必要がある。

#### (1) 実施前に関係者間で合意を形成しておく

なぜ、子どもを直接対象とする自殺予防教育が必要なのか、教師・保護者・地域の関係機関等の関係者が十分に話し合い、その内容を理解して、合意に達しておかなければならない。

- ① 学校における合意形成
- ② 保護者との合意形成
- ③ 地域の関係機関との合意形成

#### (2) 適切な教育内容

自殺の実態を中立的な立場で示し、データそのものが事態の深刻さを語るように伝えていく。一生の間に、様々な問題を抱えることは誰にでも起こることであり、早い段階で気づき適切な対策を採ることで、自殺は予防可能であることの理解を促す。

<自殺予防教育プログラムの目標>

- ・ 早期の問題認識（心の健康）
- ・ 援助希求的態度の育成

<自殺予防教育の内容例>

- ・ 自殺の深刻な実態を知る
- ・ 心の危機のサインを理解する
- ・ 心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ
- ・ 地域の援助機関を知る 等

#### (3) ハイリスクの生徒のフォローアップ

プログラム実施前後のアンケートなどによりハイリスクの子どもを見付け出し、必要に応じて専門機関へ紹介するなどして、適切に支援する。

### 1 子どもの自殺の実態

子どもの自殺は、一般的に考えられているよりもはるかに深刻であり、中学校・高校の教師の5人に1人は生徒の自殺に、3人に1人は自殺未遂に遭遇したことがあるという調査結果もある。

### 2 自殺に追い詰められる子どもの心理（自殺の危険を示すサイン）

- |                    |           |        |
|--------------------|-----------|--------|
| ① ひどい孤立感           | ② 無価値感    | ③ 強い怒り |
| ④ 苦しみが永遠に続くという思いこみ | ⑤ 心理的視野狭窄 |        |

### 3 危険性に気付く

次のような特徴を数多く認める子どもには、潜在的に自殺の危険性が高い。

- (1) 自殺未遂
- (2) 心の病
- (3) 安心感のもてない家庭環境
- (4) 独特の性格傾向（極端な完全主義、二者択一的思考、衝動性 等）
- (5) 喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗 等）
- (6) 孤立感（とくに友だちとのあつれき、いじめ など）
- (7) 安全や健康を守れない傾向：（最近、事故や怪我を繰り返す）

### 4 自殺直前のサイン

前項の特徴を数多く認める子どもに、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとして注意を払う必要がある。

#### ◆その他のサイン例

- ・自分より年下の子どもや動物を虐待する
- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる
- ・過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする
- ・自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり絵を描いたりする
- ・投げやりな態度が目立つ など

### 5 対応の原則

信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出せない。子どもの中に、「あの先生なら助けてくれる」という思いがあるからこそ救いを求める叫びを発しているのである。

自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のようなTALKの原則が求められる。

#### 《T A L Kの原則》

- ① Tell：言葉に出して心配していることを伝える
- ② Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
- ③ Listen：絶望的な気持ちを傾聴する
- ④ Keep safe：安全を確保する

## 6 対応の留意点

### (1) ひとりで抱え込まない

自殺の危険の高い子どもを、ひとりで抱え込まないことが大切である。チームによる対応は、多くの目で子どもを見守ることで生徒に対する理解を深め、共通理解を得ることで教師自身の不安感の軽減にもつながる。

### (2) 急に子どもとの関係を切らない

自殺の危険の高い子どもに親身に関わっていると、しがみつくように依存してくることも少なくない。昼夜分かつたず関わっていたかと思うと、疲れてしまって急に関係を切ってしまうといった態度は、子どもを不安にさせてしまう。子どもとの間には継続的な信頼関係を築くことが大切である。

### (3) 「秘密にしてほしい」という子どもへの対応

子どもが「他の人には言わないで」などと訴えてくると、ひとりだけで見守っていくというような対応に陥りがちである。自殺の危険はひとりで抱えるには重過ぎる。子どものつらい気持ちを尊重しながら、保護者にどう伝えるかを含めて、他の教師ともぜひ相談して対応することが大切である。

### (4) 手首自傷（リストカット）への対応

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示すサインである。あわてず、しかし真剣に対応して、関係機関につなげることが大切。子どもは、はじめは抵抗を示すかもしれませんが、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わっていく必要がある。

## 7 まとめ

子どもが自殺という行為に及ぶ前には、救いを求める必死の叫びをあげていることがほとんどである。そのサインを的確にとらえ、自殺の危険を察知したら、正面から向きあって真剣に関わっていくことが大切である。

自殺はたったひとつの原因から生じるのではなく、さまざまな複雑な問題が重なって起きている。誰かがひとりだけで、自殺の危険の高い子どもを支えることはできない。きめ細かな対応を進めていくには、学校におけるさまざまな役割を担った教職員の間で十分な連携を図ることが大切である。

また、学校、家庭、他の関係機関、地域の人々がそれぞれの立場で協力して、子どもが危機を乗り越えるのを手助けする必要がある。それぞれの能力と限界を見きわめながら、子どもを守るという視点を忘れずに、協力体制を築くことが大切である。

## 6 相談窓口一覧

### 山口市教育委員会

083-934-2863

### 山口市教育相談室

083-922-3749

やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関

### 子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

#### 電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15、火・木 21:00 まで夜間相談を実施 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】就学や進路に関すること、学校での学習や生活に関すること、いじめ・不登校に関すること、家庭での養育のこと、乳幼児の育児に関すること、特別支援教育に関すること など

【対象】児童・生徒・保護者・教職員等

ふれあい総合テレホン ☎ 083-987-1240

○いじめ、暴力、問題行動、交友関係などに関する相談は

「24時間子どもSOSダイヤル」☎ 0120-0-78310

（やまぐち子どもSOSダイヤル）

※いじめ、暴力、問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの御相談に24時間応じます。

○ファックスやメールによる相談は

「ふれあいファックス」Fax 083-987-1258 「ふれあいメール」(メール) [soudan@center.ysn21.jp](mailto:soudan@center.ysn21.jp)

#### 来所相談

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センターの職員や臨床心理士等の専門家が、子どもの教育に関する専門的な御相談に応じます。

【相談時間】月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】いじめ・不登校（園）や問題行動、学校不適応、障害などに関すること、インターネットや携帯電話（スマートフォン等）の利用に伴うトラブルなど。

※事前予約制となりますので、上記のふれあい総合テレホンへお申し込みください。

### 県教育庁

県教育庁では、教育行政に関する御相談（教育施策・予算等）をお受けします。

●山口県教育行政相談室（教育政策課内）

☎ 083-933-4531

（メール）[a501001@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a501001@pref.yamaguchi.lg.jp)

### 県学事文書課

県学事文書課では、私立学校・園に関する御相談をお受けします。

●学事文書課

☎ 083-933-2138

（メール）[a10400@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a10400@pref.yamaguchi.lg.jp)



# さまざまな関係機関にも相談窓口があります

## ヤングテレホン・教育電話相談

(名称は市町によって異なります)

- 下 関 市**  
(ヤングテレホン下関)  
(教育相談室) ☎ 083-231-7838  
(いじめテレホン相談) ☎ 083-223-7830
- 宇部市**  
(総合教育相談窓口) ☎ 0836-33-7830  
(FAX) 0836-33-7830
- 山口市** (山口市教育福祉) ☎ 083-922-3749
- 萩市** (子ども相談・支援室) ☎ 0838-25-3662
- 防府市** (青少年センター) ☎ 0120-783-474  
☎ 0835-24-3232  
(教育相談電話) ☎ 0120-078-357  
携帯電話からは ☎ 0835-23-1135
- 下松市** (ヤングテレホン) ☎ 0833-43-4976
- 岩国市** (ヤングテレホン) ☎ 0120-22-7830  
携帯電話からは ☎ 0827-43-0900
- 光市** (ヤングテレホン) ☎ 0120-72-3749  
(光市子ども相談センター) ☎ 0833-74-5910
- 長門市** (長門市教育福祉) ☎ 0837-22-3542
- 柳井市** (ヤングテレホン) ☎ 0820-22-4499
- 美祢市** (ヤングテレホン) ☎ 0837-52-0400
- 周南市** (教育相談) ☎ 0120-78-3090
- 山陽小野田市**  
(ヤングテレホン) ☎ 0836-84-2000  
(心の支援室) ☎ 0836-82-1188
- 周防大島町** ☎ 0120-23-5509  
携帯電話からは ☎ 0820-78-1559
- 和木町** (ふれあいロールワキ) ☎ 0120-81-7830
- 上 関 町** ☎ 0820-62-0245
- 田 布 施 町** ☎ 0820-52-5812
- 平 生 町** ☎ 0820-56-6083
- 阿武町** (ふれあいテレホン) ☎ 08388-2-3176

## 子どもの体や心の健康

- 県健康福祉部 子ども政策課 ☎ 083-933-2947
- 女性健康支援センター (県立総合医療センター) ☎ 0835-22-8803
- 思春期まっとうダイヤル (県立総合医療センター) ☎ 0835-24-1140
- 児童思春期外来 (県立こころの医療センター) ☎ 0836-58-2327
- 県健康福祉センター
- 岩 国 ☎ 0827-29-1523
- 柳 井 ☎ 0820-22-3631
- 周 南 ☎ 0834-33-6425
- 山 口 ☎ 083-934-2531  
(防府支所) ☎ 0835-22-3740
- 宇 部 ☎ 0836-31-3200
- 長 門 ☎ 0837-22-2811
- 萩 ☎ 0838-25-2669
- 下関市 子ども未来部 子ども保健課 ☎ 083-231-1447
- 心の健康電話相談 (県精神保健福祉センター) ☎ 0835-27-3388

## 育児・児童福祉

- 児童相談所
- 中 央 ☎ 083-922-7511
- 岩 国 ☎ 0827-29-1513
- 周 南 ☎ 0834-21-0554
- 宇 部 ☎ 0836-39-7514
- 下 関 ☎ 083-223-3191
- 萩 ☎ 0838-22-1150
- 児童家庭支援センター
- 子ども家庭支援センター「海北」 ☎ 0835-26-1152
- 子ども家庭支援センター「清光」 ☎ 0836-65-1188
- 子ども家庭支援センター「ぼけっと」 ☎ 0834-25-0605
- なかべ子ども家庭支援センター「紙風船」 ☎ 083-266-1935

## 県民相談

- 中央県民相談室 ☎ 083-933-2570  
(メール) kenmin.soudan@pref.yamaguchi.lg.jp
- 岩国地方県民相談室 ☎ 0827-29-1506
- 柳井地方県民相談室 ☎ 0820-24-0250
- 周南地方県民相談室 ☎ 0834-33-6401
- 山口地方県民相談室 ☎ 083-921-9540
- 宇部地方県民相談室 ☎ 0836-38-2116
- 下関地方県民相談室 ☎ 083-235-8791
- 萩地方県民相談室 ☎ 0838-21-0051

## 教育資金

- 山口県ひとづくり財団奨学センター ☎ 083-933-4770
- 労働福祉金融制度「大学教育資金」 (県労働政策課) ☎ 083-933-3210
- 医師修学資金 (県医療政策課) ☎ 083-933-2937
- 看護師等修学資金 (県医療政策課) ☎ 083-933-2928
- 獣医学生修学資金 (県畜産振興課) ☎ 083-933-3434
- 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の修学資金 (県健康福祉センター・各市町母子・父子福祉担当課・県子ども家庭課)
- 県健康福祉センター
- 岩国 ☎ 0827-29-1522
- 柳井 ☎ 0820-22-3777
- 周南 ☎ 0834-33-6422
- 山口 ☎ 083-934-2528  
(防府支所) ☎ 0835-22-3740
- 宇部 ☎ 0836-31-3200
- 長門 ☎ 0837-22-2811
- 萩 ☎ 0838-25-2664
- 各市町母子・父子福祉担当課
- 下関市 ☎ 083-231-1358
- 宇部市 ☎ 0836-34-8330
- 山口市 ☎ 083-934-2960
- 萩市 ☎ 0838-25-3259
- 防府市 ☎ 0835-25-2348
- 下松市 ☎ 0833-45-1734
- 岩国市 ☎ 0827-29-5075
- 光市 ☎ 0833-74-3006
- 長門市 ☎ 0837-23-1156
- 柳井市 ☎ 0820-22-2111
- 美祢市 ☎ 0837-52-5228
- 周南市 ☎ 0834-22-8460
- 山陽小野田市 ☎ 0836-82-1175
- 周防大島町 ☎ 0820-77-5505
- 和木町 ☎ 0827-52-2195
- 上関町 ☎ 0820-62-0184
- 田布施町 ☎ 0820-52-5810
- 平生町 ☎ 0820-56-7113
- 阿武町 ☎ 08388-2-3115
- 県子ども家庭課 ☎ 083-933-2751
- 生活福祉資金の教育支援資金 (県社会福祉協議会・各市町社会福祉協議会) ☎ 083-924-2813 (県社会福祉協議会)

## その他

- 生涯学習相談  
山口県ひとづくり財団  
県民学習部生涯学習推進センター ☎ 083-987-1730
- 中学校卒業程度認定試験相談  
県教育庁義務教育課 ☎ 083-933-4595
- 高校卒業程度認定試験相談  
県教育庁教職員課 ☎ 083-933-4624

少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。